

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第 4 条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要：認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（所持許可）、第 4 条の 3 第 2 項（認知症に係る指定医の診断書の提出命令）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 15 条（認知機能の低下の状況を判断する基準）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 15 条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。</p>
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第 4 条の 4 第 2 項
処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号（所持許可）、第 4 条の 4 第 2 項（番号又は記号の打刻）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 18 条（打刻命令）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 枝以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。</p>
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第4条の4第3項
処 分 の 概 要：許可クロスボウに係る表示措置命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（所持許可）、第4条の4第3項（番号又は記号の打刻）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条の2（表示措置命令）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>所持許可に係るクロスボウに製造番号等固有の番号が刻印されていない場合、製造番号等固有の番号が刻印されているものの容易に消失するおそれがある場合等は、クロスボウ番号標の貼付けによる表示措置を命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：